

○岩手県警察緊急配備に関する訓令

平成 10 年 3 月 19 日

警察本部訓令第 2 号

訓令の概要

この訓令は、犯罪捜査規範（昭和 32 年国家公安委員会規則第 2 号）第 92 条の規定及び広域緊急配備要綱（昭和 56 年 5 月 15 日付、警察庁乙刑発第 1 号、乙保発第 3 号、乙交発第 3 号、乙備発第 3 号。）並びに隣接県警察との広域緊急配備等に関する協定に基づいて行う岩手県警察における緊急配備の実施に関し、必要な事項を定めたもの。